

新型コロナワクチンに関するお知らせ

追加接種(3回目)について

■追加接種(3回目)までの流れ

①2回目接種を7月31日までに終えた方

最初に割り当てた接種日などに「変更希望なし」で、はがきを出された方は、「実施日兼決定通知書」が決定通知になります。**接種日などの変更希望を出した方にはあらためて「変更」決定通知書が届きます。**ただし、希望通りにならない場合があります。

②2回目接種を8月1日以降に受けた方

2回目接種日から6カ月を経過した方に順次、接種券を発送します。町の集団接種は4月17日(日)からを予定し、接種日程や予約方法については、接種日のおよそ1カ月前にあらためて通知します。町の集団接種以外(大規模接種、職域接種、病院など)で接種を希望される方は各自で予約および接種をしてください。

美郷町ワクチン接種コールセンター(フリーダイヤル) ☎0120(56)8970
受付時間:午前10時～午後7時(平日のみ)

転入された方の接種について

1・2回目のワクチン接種後に美郷町へ転入された方が、3回目接種を受けるには申し出が必要です。美郷町新型コロナウイルス感染症対策推進室へご連絡ください。

5歳から11歳の方の接種について

5歳から11歳の方を対象とした町の集団接種を、3月13日(日)から開始します。予約方法などについて、対象のご家庭に個別に通知を郵送しますのでお待ちください。また、接種を受けるかどうかはワクチンの感染症予防効果と副反応によるリスクについて、正しい知識を持ち、かかりつけ医とご相談のうえ、判断してください。接種を受けるには、必ず保護者の方の立ち合いが必要となります。

5歳から11歳の方に対するワクチン接種については、義務や強制はありません。

接種を希望するものの、まだ1度も接種を受けていない方や何らかの理由で2回目を接種されていない方へ

入院などにより、やむを得ず接種の機会を逃してしまった方は、下記の表からご希望の医療機関を第2希望までお選びいただき、美郷町新型コロナウイルス感染症対策推進室までご連絡ください。なお、接種日の指定はできませんのであらかじめご了承ください。

集団接種 実施医療機関

医療機関名	千畑クリニック	まっこいしゃ高橋醫院	仙南診療所
日程	【日曜日】 午前10時30分～午前11時	【金曜日】 午後2時～午後6時30分	【第2・4金曜日】 午後3時～午後5時

問●美郷町新型コロナウイルス感染症対策推進室(町福祉保健課内) ☎0187(84)4900

ご長寿おめでとうございます

藤井ユキエさんが満100歳に

2月6日に満100歳の誕生日を迎えられた藤井ユキエさん(善元寺)へ、町から長寿祝い金を贈呈しました。「藤井さんの長生きの秘訣、クヨクヨしないことをこれからも続けてご長寿をかさねてください」と松田町長が声を掛けると、息子さん夫婦に見守られて藤井さんは「ありがとうございます」と明るく答えられました。藤井さんは庭の草むしりなどを元気に行い、好き嫌いなく何でも食べるとのこと、これからも元気でお過ごしください。



藤井ユキエさん

みんなの願いが届きますように

六郷のカマクラ「天筆焼き」

ことしも昨年と同様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「六郷のカマクラ」の竹うちや観光関連行事は中止となりましたが、左義長の火で天筆を焼いて神様に願いを届ける「天筆焼き」は2月15日にカマクラ畑で開催されました。当日は、「疫病終息」「良縁成就」など、さまざまな願いごとを乗せた天筆が、炎とともに高く舞い上がりました。



MISATOPICS

町の話題



住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の提出期限についてのお知らせ

ご確認ください



新型コロナウイルス感染症の影響でさまざまな困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付しています。対象者には令和3年12月下旬に「確認書」を郵送しています。

確認書の**提出期限は3月25日金まで**としていますので、給付を希望する方は期日までに提出をお願いします。なお、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていることにより、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の対象外となる方は、美郷町地域振興券の給付対象となります。上記の理由で対象外となる場合も期日まで確認書の提出をお願いします。

問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

判断と根拠

COLUMN WINDS
コラム

風

美郷町長
松田知己

数年前、「ファクトフルネス」という本がベストセラーになりました。事実に基づいて世界を見ることの大切さを説いた本で、トランプ大統領在任中ゆえに、特に記憶に残っています。根拠のない思い込みを捨てて、データに基づいて判断することが大切という趣旨ですが、行政の判断にも同様の視点が求められます。温泉愛好者には嬉しくない今回の温泉利用料見直しも、その視点での判断でした。

利用者の減少や施設老朽化に伴う修繕費の増加を見込むと、今後さらに妥当な負担割合から乖離することが予想されます。そこで今回、維持費の7割を目安に利用料を見直した次第です。もちろん、客観的な事実（ファクト）として県南の温泉利用料は調査把握し、見直し料金のバランス感を確認しております。私をはじめ誰もが負担増加は望みませんが、致し方ないこととして条例改正の議決をいただきました。どうかご利用のみなさんには、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

利用者の減少や施設老朽化に伴う修繕費の増加です。そのため、来期作付けに必要な10a当たり種子3キロ分（千五百円）を全額補助としました。ちなみに、米価下落等に対する収入補填は、公費を投入して制度運営されている収入保険とナラシ対策があり、該当する加入者には一定の補填がなされます。

温泉は私も好きでたまに行きます。湯船に「ふ〜」と息を吐きながら浸かり、体が温まっている時間は最高のひと時です。みなさんも同じではないでしょうか。その最高のひと時、みなさんのご理解のもと維持していきたいものです。ところで、私はそのあとのひと息がもつと好きです。風呂をあがってからの「ふ〜」。分かりますよね？うまいんですね、これが。ファクトとは言えませんけど。



令和4年第1回町議会臨時会であいさつする松田町長